

を 勤 説 し 金口見三十名許りが承たるかと
の開会日、社はしぐれ對し圧迫する模様も無く
またに突然西日本條件を提出したるが大抵
商公事の意外に驚嘆したる模様

- 要件條件 (十一月十九日提出)
- (一) 二重賃金を拂シ本給に繰入丸ること。
 - (二) 高市傭 賃金ニ割値上。
 - (三) 勤務時間十時同九時同四單縮すること
現在休み等同九時同勤務と八時同ことなす。
 - (四) 留勤手力支給
 - (五) 退職年数を二年六付、一ヶ月支給

(五) 常識のえり直接同様に擲げ者を出さずること

(七) 本務所の不正義の大の常識中は 併賃金支給有り
尤 要件條件を而立て申セ給名連署捺印し
提出す。同日より労働糾能有りなる

店舗の回答

- (一) 了解 (二) 一割倹上客観 (三) 容認 (四) 今後二ヶ月
同ニ二口分支給しるがこれを十六口にて支給すること改
正 (五) 2月規定より支給する (六) 推絶 (七) 条件解
決
- 會は太田回答を二十人代表者(同屋島之助、島崎山
幸作、折原久造)、同上にあしらひ、若傍者は之れを
拒絶しなからまゝ二十一日より二十五日迄で休業までとする